○人事異動等に伴う申告要領について

平成24年３月29日
道本務第5963号
（教合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／あて

人事異動等に伴う申告要領については、これまで人事異動等に伴う申告要領について（平19．３．30道本務第762号（教合同）。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、職名の変更等に伴う所要の見直しを行い、次のとおり実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

第１　趣旨

この要領は、職員が人事異動等の際に行う申告の要領を定め、その合理的な運用を図ろうとするものである。

第２　申告の本旨

申告は、受命を確認し、その任務に対する決意を表明するものであるから、粗略に流れ又は形式に陥ることなく、誠意をもって行わなければならない。

第３　申告を行う場合

１　申告は、次の各事項に掲げる場合に行うものとする。ただし、形式的又は短期間の兼務又は事務取扱の発令等特に指示があったときは、この限りでない。

⑴　採用、昇任、配置換又は任命換の発令があったとき。

⑵　警察庁、北海道等他の官公庁への出向又は派遣の発令があったとき。

⑶　兼務、事務取扱、事務代理又は併任の発令（解除を含む。）があったとき。

⑷　警察大学校等への入校を命ぜられ、又は卒業したとき。

⑸　海外出張を命ぜられたとき。

⑹　各種術科大会等への参加のため出張を命ぜられたとき。

２　前事項に定めるもののほか、所属長において必要と認める事項（復職、職務復帰、各種講習・実務研修への参加等）については、申告を行わせることとする。

第４　申告の範囲

申告は、別表第１に掲げる範囲に従って行うこととするが、具体的な申告範囲は、当該発令等に係る主管部等の指定によるものとする。

第５　申告の用語

申告の用語は、おおむね別表第２のとおりとする。

第６　申告の要領

１　申告は、警察礼式（昭和29年国家公安委員会規則第13号）第18条及び第26条に定めるところにより行う。

２　２人以上の者の申告は、上級者、先任者又は代表者の指揮により行う。

3　既に、辞令書、卒業証書等の交付を受けている場合は、申告を行った後、適宜前進してこれを受礼者に提示する。ただし、特に指示があったときは、この限りでない。

第７　申告時の服装

1　警察官の服装は、特に指示がある場合を除き、制服、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、階級章（昇任者については、新階級章）を着装する。

2　一般職員の服装は、特に指示がある場合を除き、私服とする。

第８　留意事項

1　申告は、明瞭に、かつ、通常対話時の音声をもって行い、殊更に大声を出す必要はない。

2　申告時の態度は、自然のうちにも端正な姿勢と、若々しく明るい感じのする動作が望ましい。

3　申告に付随する関係部、課（係）等への転任（着任）挨拶は、必要最小限度にとどめ、業務の妨げにならないように配意すること。

※　別表省略